

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和5年6月30日 08時00分ごろ
発生場所	京浜港川崎第1区の企業専用岸壁 横浜安善町地先シェルブリカンツジャパンB灯台から真方位013° 1.2海里付近 （概位 北緯35°30.3′ 東経139°43.0′）
事故の概要	液化ガスばら積船 ^{しょうあん} 昭安丸は、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和5年8月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液化ガスばら積船 昭安丸、699トン 136998、大一海運株式会社（A社） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力1,323kW、回転数 毎分290、6気筒、ボア310mm、使用燃料A重油、機関製造年 月不詳、平成13年1月進水
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に凹損 岸壁 コンクリートに剥離
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、液体アンモニア約480tの積荷役の目的で、京浜港横浜第5区を出航し、京浜港川崎第1区の北北西に面した企業専用岸壁（以下「本件岸壁」という。）に船首を西南西に向けて出船左舷着けしようと、神奈川県川崎市の南渡田運河を東北東進した。 本船は、本件岸壁の北西方約200m手前で主機を中立としたのち、微速力前進とし、右舵を取りながら本件岸壁の約100m手前で主機を後進に入れ、右舷錨を投下して錨鎖を2節伸出し、再び微速力前進とした。 本船は、本件岸壁の約20m手前で後進にして前進行きあしを止めようと、主機を微速力前進から中立としたところ主機が停止し、主機の始動を試みたものの始動できず、前進行きあしのまま船首部外板が本件岸壁に衝突した。 本船は、機関長が燃料噴射ポンプのプランジャ（以下「本件プランジャ」という。）が摩耗してシリンダ内に燃料が供給されないことを

	確認し、手動でシリンダ内に燃料を供給し、岸壁に着岸した。 本船は、機関整備業者によって本件プランジャが交換され復旧した。 機関長は、本事故後、本件プランジャが経年劣化により摩耗したと思った。 本船は、本事故発生の約５年前に主機の開放整備が行われていたが、本件プランジャが交換された時期は不明であった。 主機の取扱説明書には、燃料噴射ポンプの開放整備期間の基準が１年と記載されていた。
分析	本船は、着岸作業中、主機が、本件プランジャの摩耗により燃料噴射ポンプからシリンダに燃料が供給されずに停止したことから、運航不能となって本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が着岸作業中、主機が、本件プランジャの摩耗により燃料噴射ポンプからシリンダに燃料が供給されずに停止したため、運航不能となって本件岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・乗組員は、定期的に燃料噴射ポンプのプランジャの開放整備を行うこと。